

## 藤枝市木造住宅建替事業費補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤枝市木造住宅建替事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

(採択条件等)

第3条 既存木造住宅除却事業の補助金交付の採択条件は、持ち家及び賃貸住宅の所有者が行う除却工事であって、既存木造住宅の全てを除却するものとする。

2 住宅建設事業の補助金交付の採択条件は、持ち家及び賃貸住宅の所有者が行う建設工事であって、既存木造住宅の全てを除却し、引き続いて当該住宅敷地（これに隣接する土地を含む。）又はその一部に従前の居住者が居住するために継続して利用する住宅を建設するものとする。

3 耐震診断は、平成18年1月25日国土交通省告示第184号の別添による方法（国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む）とする。

(添付書類)

第4条 要綱第4条の規定による補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に定めるものとする。

(1) 除却事業にあつては、次に掲げる書類

ア 事業経費の根拠となる見積書の写し

イ 昭和56年5月31日以前に建築（10㎡以上の増築、改築を含む。）又は同日において工事中であったことを証明するもので下記のいずれかの書類の写し

(ア) 建築確認通知書

(イ) 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）

(ウ) 登記簿

(エ) その他市長が必要と認めるもの

ウ 耐震診断結果報告書

エ 建築基準法第10条の勧告又は耐震改修促進法第16条に基づく指導を受けていることが分かる書類の写し

オ 案内図（1/2,500の都市計画図）

カ 公図写し

キ 除却工事に係る木造住宅の配置図及び各階平面図

ク 所有者以外の者による申請の場合は所有者の承諾書

ケ 除却工事前の写真

コ 前に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 建設事業にあつては、次に掲げる書類

ア 建設工事に係る住宅の配置図及び各階平面図

イ 建替え前及び建替え後の家族構成報告書

ウ 母子健康手帳の写し（子育て世帯で子の出産予定である場合、三世代同居世帯で孫の出産予定である場合）

エ 所有予定者以外の者による申請の場合は所有予定者の承諾書

オ 前に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 要綱第9条の規定による実績報告書に添付する書類は、次の各号に定めるものとする。

(1) 除却事業にあつては、次に掲げる書類

ア 工事契約書又は領収書の写し

イ 除却工事の完了写真

ウ 建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届の写し（届出対象工事のみ）

エ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出の写し（届出対象工事のみ）

(2) 建設事業にあつては、次に掲げる書類

ア 建設工事に係る住宅の配置図及び各階平面図（交付申請時から変更がある場合のみ）

イ 建設工事の完了写真

ウ 建設工事の住宅に係る建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し

エ 建設工事の住宅に係る建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し

（完了検査）

第5条 要綱第9条の規定による完了実績報告書の提出があつたときは、これを検査し、その内容を完了検査復命書（様式1）に記入する。

2 検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書（様式2）により通知する。

3 前条第2項第2号の規定による写真から施工箇所及び完了を確認できた場合は、完了検査を省略できるものとする。

（補助金の取消し）

第6条 前条第2項の規定による不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付の決定を取消すものとする。

2 補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要領に違反したとき。

(補助金の返還)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年度分の補助金から適用する。